

(お知らせ)

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請(平成28年2月22日付)に係る
公告及び縦覧について

平成28年2月26日(金)

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

直通:03-5521-9023

代表:03-3581-3351

室長:坂本 幸彦 (内線6630)

室長補佐:森田 紗世 (内線6631)

係長:美野 智彦 (内線6633)

担当:北田 貴久 (内線6636)

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に係る概要を本日公告するとともに、当該許可の申請に係る書類を本日より1ヶ月間、縦覧に供しますのでお知らせします。

また、当該申請に係る特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見を募集します。

1. 背景

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)では、同法第18条の7本文において、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄を原則禁止した上で、例外的に、同法第18条の7第二号に規定する特定二酸化炭素ガスについては、同法第18条の9に規定する許可基準を満たす場合にのみ、環境大臣の許可を受けただうえで、海底下廃棄の実施が可能となっています。
- (2) 今般、同法第18条の8第2項に基づき、経済産業省から特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請書が提出されたため、同法第18条の12において準用する同法第10条の6第4項に基づき、当該申請の概要を公告するとともに、申請書及びその添付書類を縦覧に供します。
- (3) 同法第18条の12において準用する同法第10条の6第5項に基づき、当該許可の申請に係る特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関し海洋環境の保全の見地から意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができます。

2. 申請の概要

(1) 申請者

経済産業省

(2) 海底下廃棄実施期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(うち圧入期間は、滝ノ上層：平成29年1月1日から平成31年3月31日まで、萌別層：平成28年4月1日から平成31年3月31日まで)

(3) 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性

二酸化炭素の濃度が体積百分率98%以上である特定二酸化炭素ガス(詳細は、別紙-1のとおり)

(4) 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの数量

滝ノ上層：750トン

萌別層：60万トン

(5) 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量

0トン

(6) 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の位置及び範囲

北海道苫小牧港港湾区域内(詳細は、別紙-1のとおり)

3. 意見書の提出について

(1) 公告資料の縦覧場所

環境省HP及び環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

縦覧時間：9時30分～12時、13時～17時(土曜・日曜・祝日を除く)

(2) 意見提出期間

平成28年2月26日(金)から平成28年3月28日(月)までの1ヶ月間

(3) 意見書の提出方法

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

(意見提出用紙)

[宛先] 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室 あて

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[意見] (該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。)

電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室 あて

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファックスの場合 03-3593-1438

電子メールの場合 KAIYOU02@env.go.jp

(郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関する意見」と記載してください。)

(注意事項)

・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。

- ・皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

4. 添付資料

- ・【別添1】特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄許可申請書
- ・【別添2】特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の位置及び範囲を示す図面
- ・【別添3】別紙 - 1 海底下廃棄実施計画
- ・【別添4】別紙 - 2 海底下廃棄監視計画
- ・【別添5】添付書類 - 1 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書類
- ・【別添6】添付書類 - 2 当該海底下廃棄をする海域が、第二条において定める基準に適合し、かつ、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであることを説明する書類
- ・【別添7】添付書類 - 3 当該特定二酸化炭素ガスが海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類
- ・【別添8】添付書類 - 4 申請者が、海底下廃棄実施計画及び海底下廃棄監視計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有することを説明する書類
- ・【別添9】添付書類 - 5 申請者が、海底下廃棄実施計画及び海底下廃棄監視計画を適確に実施するに足りる技術的能力を有することを説明する書類
- ・【別添10】添付書類 - 6 当該海底下廃棄をする海域において、当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄がされていた場合又は当該海底下廃棄の終了後に更なる海底下廃棄がされる予定がある場合においては、当該海域においてされた、又はされる予定の海底下廃棄の全体計画の概要を記載した書面

- * 添付資料については、環境省報道発表資料 (<http://www.env.go.jp/press/index.html>) からご確認ください。